

東大阪市議会

政務調査費運用マニュアル

平成23年4月改訂版

東 大 阪 市 議 会

はじめに

政務調査費は地方自治法第 100 条第 14 項及び第 15 項に規定に基づき「東大阪市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として交付されるものであり、政務調査活動以外の経費に充当されることは認められていません。

しかし、法では議員の調査研究に資する政務調査活動について、具体的・客観的な基準はなく、基本的に条例の定めるところにより、議員の説明責任と裁量に委ねられているのが現実となっています。

それだけに、政務調査費を支出するに当たっては、その使途のより透明性、妥当性、客観性を向上させることが強く求められるところですが、残念なことに他の地方議会において、その不適切な使途をめぐって住民訴訟等が相次ぎ、政務調査費に対する市民の不信感が大きくなってきているのもまた現実です。

こうした状況から、東大阪市議会では政務調査費の透明性を向上させるとともに使途の具体化を図るため、平成 20 年 6 月 24 日に「東大阪市議会政務調査費のあり方検討委員会」を設置しました。

あり方検討委員会は各会派 2 名の議員（4 名以下の会派は 1 名）の 11 名で構成し、数回にわたり議論をかさねてきました。

また、2 月 2 日には外部有識者委員として、前東大阪市包括外部監査人の辻村太喜雄委員、東大阪市自治協議会会長の松浦隆委員、河内医師会監事の犬友昌志委員の 3 名の委員を委嘱し、多方面からのご意見をいただきました。

あり方検討委員会の協議結果（使途基準の運用細目などの制度改正案）を議長に報告し、新たな「政務調査費制度」の改正となりました。

この制度改正の趣旨を踏まえ、政務調査費の適正な取り扱いを期すため、ここに「東大阪市議会政務調査費運用マニュアル」を作成しました。

議員及び会派は、政務調査費を執行するに当たって、このマニュアルを判断基準として活用されるとともに、市民の負託に応え得る政務調査活動を遺憾なく発揮していくことを東大阪市議会の総意として、ここに表明いたします。

目 次

第1 政務調査活動

- 1 政務調査活動とは P 1
- 2 政務調査費執行に当たっての原則 P 1
- 3 政務調査費での支出が不適当な事項 P 1

第2 使途基準

- 1 研究研修費 P 3
 - (1) 研究研修費とは P 3
 - (2) 按分の考え方 P 4
 - (3) 研究研修費としての使途の対象とならないもの P 4
 - (4) 様式の処理の流れ P 5
 - (5) 様式等の記入の仕方参考例 P 5
- 2 調査旅費 P 7
 - (1) 調査旅費とは P 7
 - (2) 按分の考え方 P 7
 - (3) 様式の処理の流れ P 7
 - (4) 様式等の記入の仕方参考例 P 8
- 3 資料作成費 P 9
 - (1) 資料作成費とは P 9
 - (2) 按分の考え方 P 9
 - (3) 様式の処理の流れ P 9
 - (4) 様式の記入の仕方参考例 P 9
- 4 資料購入費 P 10
 - (1) 資料購入費とは P 10
 - (2) 資料購入費としての使途の対象とならないもの P 10
 - (3) 様式の処理の流れ P 10
 - (4) 様式の記入の仕方参考例 P 10
- 5 広報費 P 11
 - (1) 広報費とは P 11
 - (2) 按分の考え方 P 11
 - (3) 様式の処理の流れ P 11
 - (4) 様式の記入の仕方参考例 P 11
- 6 広聴費 P 12
 - (1) 広聴費とは P 12
 - (2) 按分の考え方 P 12

(3) 広聴費としての使途の対象とならないもの	P 12
(4) 様式の処理の流れ	P 13
(5) 様式の記入の仕方参考例	P 13
7 人件費	P 14
(1) 人件費とは	P 14
(2) 按分の考え方	P 14
(3) 人件費としての使途の対象とならないもの	P 14
(4) 様式の処理の流れ	P 15
(5) 様式の記入の仕方参考例	P 15
(6) 社会保険制度の概要	P 15
8 事務所費	P 17
(1) 事務所費とは	P 17
(2) 事務所の要件	P 17
(3) 按分の考え方	P 17
(4) 事務所費としての使途の対象とならないもの	P 18
(5) 事務所経費への充当限度額	P 18
(6) 様式の処理の流れ	P 19
(7) 様式の記入の仕方参考例	P 19
9 その他の経費（日常活動費）	P 20
(1) 日常活動費とは	P 20
(2) 日常活動費としての使途の対象とならないもの	P 20
(3) 様式の処理の流れ	P 20
(4) 様式の記入の仕方参考例	P 20
9 その他の経費（事務費）	P 21
(1) 事務費とは	P 21
(2) 按分の考え方	P 21
(3) 事務費としての使途の対象とならないもの	P 21
(4) 様式の処理の流れ	P 21
(5) 様式の記入の仕方参考例	P 22

第3 領収書について

1 領収書の添付について	P 23
2 領収書のチェック	P 23
(1) 日付	P 23
(2) あて名	P 24
(3) 発行者	P 24
(4) 金額	P 24
(5) ただし書き	P 24
(6) 印紙	P 24

(7) 記載事項の訂正	P 24
(8) 銀行等の振込金受取書	P 24
(9) レシート	P 24
(10) その他	P 24

第4 政務調査費の処理の流れ

1 会派として交付を受ける	P 25
(1) 通常年	P 25
(2) 選挙が行われた年（議員の任期満了に伴う一般選挙が行われた月の翌月）	P 25
(3) 会派の名称、代表者、経理責任者及び所属議員に異動があった時	P 26
(4) 会派が解散した時	P 26
2 収支報告書及び会計帳簿等の提出	P 26
(1) 必ず提出が必要な書類	P 26
(2) 活動実績に応じて提出が必要な書類	P 27
(3) 提出時期	P 27
(4) 政務調査費の返還	P 27
(5) 収支報告書及び会計帳簿等並びに活動報告書の保存並びに閲覧	P 27

【参考記入例】

1 様式第5	収支報告書	P 29
2 様式第6	会計帳簿	P 30
3 様式第7	研究研修費 活動記録簿	P 31
3 様式第8	調査旅費 活動記録簿	P 32
4 様式第9	広聴費 活動記録簿	P 33
5 様式第10	領収書貼付用紙	P 34、35
6 様式第11	雇用契約書	P 36
7 様式第13	事務所届	P 37
8 様式第14	政務調査費における活動報告書	P 38、39
9 様式第15	訂正届	P 40

【その他の様式】

1 調査研究（視察）実施報告書	P 41
-----------------	------

第1 政務調査活動

1 政務調査活動とは

政務調査活動とは、政務調査費の目的そのものであり、以下の諸活動です。

- (1) 会派が本市の政策形成にかかわる調査・企画・立案を行うための活動
- (2) 会派が政策形成に必要な情報収集、意向調査、住民との意見交換などの活動
- (3) 会派が住民に対して行う広報活動
- (4) 議会の適正かつ効率的な運営・管理を確保するために、各派代表者会議などの任意の会議体に参加することやそのための活動
- (5) 議会の会議における審議を通じて団体意思（例えば条例）又は機関意思（例えば意見書）を確定（決議）するための活動
- (6) 執行機関としての市長等による団体意思の執行・実施が適正に、かつ、公平・効率的・民主的になされているかどうかを監視し、必要に応じ是正措置を促し、又は代案を提示するための活動
- (7) 団体意思の執行・実施によって、当初の意図どおりの効果・成果をあげたかどうかを評価し、必要な対応を促すための活動

2 政務調査費執行に当たっての原則

政務調査活動は、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、市政に関する調査研究、情報収集に要した費用の実費に充当することを原則（実費弁償の原則）とした上で、次に掲げる三原則を満たすものとする。

(1) 必要性、妥当性の原則

- ア 市政に関する課題や問題点に関する調査・研究活動であること。
- イ 市政の監視機関である議会の役割に則った調査・研究活動であること。
- ウ 住民意思を代表し、実現させる政策形成に寄与する調査・研究活動であること。

(2) 証拠主義の原則

- ア 政務調査活動を裏付ける客観的な証拠があること。
- イ 調査活動の内容が説明できること。
- ウ 政務調査費の会計帳簿及び証拠書類が必ず確保されていること。

(3) 透明性の原則

- ア 収支報告書とともに、収入・支出が記載された会計帳簿等の写しを提出すること。会計帳簿には「日付・金額・内容など」を一件ごとに記載すること。
- イ 領収書は必ず保管し、確保できないときは支払明細書に記入すること。

3 政務調査費での支出が不適当な事項

政務調査活動は、前述のとおりであり、次のような活動はそもそも政務調査活動とは認められない。

(1) 交際費又は個人的な経費

- ア 病氣見舞い、せん別、中元・歳暮、年賀状の購入・印刷経費
- イ 慶弔費、香典、祝金、寸志など冠婚葬祭に係る経費

- ウ 宗教活動に係る経費(檀家総代会、報恩講、宮参り)
- エ 各種団体への寄付金、支援金
- オ 政治資金パーティへの出席経費
- カ 祝賀会出席の経費
- キ 観光、レクリエーションに係る経費
- ク 個人的な立場において支出する経費
- ケ 親睦を目的とする会合の経費
- コ 私的な活動に伴う経費(訴訟関係経費等)

(2) 政党活動経費

- ア 党費、党大会参加費、党大会賛助金、党大会参加のための旅費等の経費
- イ 自己の所属する政党活動に係る経費
- ウ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送に係る経費
- エ 政党組織の事務所の設置及び維持に係る経費(人件費を含む。)

(3) 選挙活動経費

- ア 選挙運動及び選挙活動に係る経費
- イ 選挙ビラの印刷及び発送に係る経費
- ウ 選挙活動に係る事務所の設置及び維持に係る経費(人件費を含む。)
- エ 衆・参議院議員選挙などでの各種団体への支援依頼活動経費

(4) 後援会活動経費

- ア 後援会活動に係る経費
- イ 後援会の広報紙等の作成及び発送に係る経費
- ウ 後援会活動に係る事務所の設置及び維持に係る経費(人件費を含む。)
- エ 後援会が主催する市政報告会

第2 使途基準

1 研究研修費

(1) 研究研修費とは

研究研修費とは、会派が研究会、研修会を開催するため必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）

経費の支出については、全て実費弁償とし、宿泊料及び食卓料については下記表中の「その他」に記載する金額を上限とし、上限額を超えた部分については個人負担とする。なお、鉄道等の交通費については、東大阪市旅費支給条例を参考に金額を算出する。

	鉄道賃、船賃、 航空賃、バス賃 燃料費	宿 泊 料	タクシー代、 レンタカー代、 高速道路料金、 駐車場代	食 卓 料 (宿泊料に含 む。)
証拠書類	領収書等	領収書等	領収書等	領収書等
支出内容	実 費	実 費	実 費	実 費
そ の 他	東大阪市旅費支 給条例を参考に 金額を算出	(上限額：1泊) 15,000 円 指定都市につい ては 20,000 円		宿泊料に含む

(注意事項)

注1 宿泊料については、朝・夕食を含み、1泊15,000円を上限とする。

(ただし、指定都市については、1泊20,000円とする。)

注2 移動方法については、基本的には鉄道等の公共交通機関を使用するものとする。

ただし、移動のための手段が他にない場合や経費の削減等、社会通念上妥当と認められる場合に限り、タクシー・レンタカー等の使用を認める。

注3 上記表中、「領収書等」とは、活動記録簿や領収書以外でそれに代わり得るもの（レシート等を含む。）。

注4 燃料費については、政務調査活動のためだけに車両を使用した場合、例えば、使用前に満タン給油し、使用後に改めて満タン給油をした場合など、その使用量が明らかにできる場合に限り、全額を政務調査費として充当できるものとする。

(判例の紹介)

- 札幌や小樽の商店街を視察するための視察研修費について、領収書の発行者が「△△商店街振興組合青年部長」となっており、同商店街青年部企画の旅行である疑いがあり、議員としての調査研究目的のために訪問したと認めることはできない（平成19年5月25日青森地裁判決）。

- △△研究会のセミナー会費 10,000 円及び△△懇談会のセミナー会費 10,000 円については、「議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するための経費」とであると認めることができる（平成 19 年 5 月 25 日青森地裁判決）。
- △△連合会の政経セミナー会券代 20,000 円については、政党活動に伴う支出であり、政務調査活動に資するとは認めがたい（平成 19 年 5 月 25 日青森地裁判決）。
- △△株式会社発行の 1 年間分のタクシー代 171,960 円の半額である 85,980 円については、調査研究活動ごとに領収書を保管し、行き先を記録することが十分に可能であるのにこれをせず、調査研究活動との関連についても説明されていないことからすると、その全額が使途基準に合致しない（平成 19 年 5 月 25 日青森地裁判決）。
- あいさつ用りんご代、交通費、飲食代、タクシー代、お礼用りんご代及びジュース代、博物館料、特産品試食代、写真代 17,734 円については調査研究活動に当たる正当な行政視察に伴うものとして、社会通念上相当な範囲内にとどまっているから、これを本件使途基準に合致しない支出であると認めることはできない（平成 19 年 5 月 25 日青森地裁判決）。
- 沖縄への視察旅費 69,200 円及びタクシー代合計 55,820 円については、沖縄基地周辺や港湾施設、中心商店街等を視察した際に支出したものであると説明され、旅行会社等発行の領収書が提出されているから、これを本件使途基準に合致しない支出であると認めることはできない（平成 19 年 5 月 25 日青森地裁判決）。

(2) 按分の考え方

調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を時間により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。この場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務調査費の支出額を付記する。

$$\text{按分割合 (\%)} = \frac{\text{調査研究活動のための費用}}{\text{調査研究活動のための費用} + \text{それ以外の活動のための費用}}$$

(3) 研究研修費としての使途の対象とならないもの

- ・ 「励ます会」等のパーティ参加費
- ・ カンパ・賛助金等
- ・ 議員が経営者としての資格等、個人的資格要件で加入している団体の会費（参加している会合の参加費）
- ・ 議員や会派間での懇親を目的とした会合に要する経費
- ・ 新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用（広聴費に同じ。）
- ・ 飲酒を伴う会合に要する経費（調査研究・研修活動の一環として開催されるものでも不可）
- ・ 社会通念上、「市政の調査研究」のための会合を行うのに不適切な場所での飲食経費

- ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等
- ・ 議会内の親睦団体の会費
- ・ 他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費
- ・ 宗教団体の会費
- ・ 意見交換を伴わない会合の会費
- ・ あいさつやテープカットだけの会合への出席経費（出初式等のあいさつだけの経費、起工式、竣工式等への出席）
- ・ 年会費（維持費・賛助費を含む。）
- ・ 電子マネーとして利用できるカードに係る経費
- ・ 私的な旅行
- ・ 政務調査活動以外の法律相談に係る弁護士費用
- ・ 政党活動に伴う支出

(4) 様式の処理の流れ

・研修会、会議に出席した場合

○様式第 6

↓「会計帳簿」に記入する。

○様式第 7

↓「研究研修費 活動記録簿」を作成する。

○様式第 10

「領収書貼付用紙」に領収書等を貼付する。

(注意事項)

会議の開会通知や案内状等、研究研修活動に係るものであることを明らかにできる書類があれば、「活動記録簿」に添付しておく。

・視察に行く場合

(視察に行く前)

○「調査研究(視察)実施報告書」を事前に事務局に提出する。

※視察先への依頼文・お礼文が必要な時は、議長名で事務局から送付する。



(視察から戻った後)

○様式第 6

↓「会計帳簿」に記入する。

○様式第 7

↓「研究研修費 活動記録簿」を作成する。

○様式第 10

「領収書貼付用紙」に領収書等を貼付する。

・定型な活動を行った場合

○様式第 6

↓「会計帳簿」に記入する。

○様式第 7

↓「研究研修費 活動記録簿」を作成する。

○様式第 10

「領収書貼付用紙」に領収書等を貼付する。

研究研修費活動において、領収書を徴することができない場合（鉄道運賃等）は、「活動記録簿」の金額欄に「領収書なし」と明記すること。

(5) 様式等の記入の仕方参考例

様式第 6 「会計帳簿」	・・・ P 3 0
様式第 7 「研究研修費 活動記録簿」	・・・ P 3 1
様式第 1 0 「領収書貼付用紙」	・・・ P 3 4, 3 5
「調査研究（視察）実施報告書」	・・・ P 4 1

2 調査旅費

(1) 調査旅費とは

調査旅費とは、会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費

(交通費、旅費(燃料費を含む。)、宿泊費等)

1 研究研修費の旅費規程と同様とする。

(2) 按分の考え方

調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を時間により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。この場合、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務調査費の支出額を付記する。

$$\text{按分割合(\%)} = \frac{\text{調査研究活動のための費用}}{\text{調査研究活動のための費用} + \text{それ以外の活動のための費用}}$$

(3) 様式の処理の流れ

・視察に行く場合

(視察に行く前)

- 「調査研究(視察)実施報告書」を事前に事務局に提出する。

※視察先への依頼文・お礼文が必要な時は、議長名で事務局から送付する。



(視察から戻った後)

- 様式第 6



「会計帳簿」に記入する。

- 様式第 8

「調査旅費 活動記録簿」を作成する。

- 様式第 10

「領収書貼付用紙」に領収書等を貼付する。

調査旅費活動において、領収書を徴することができない場合(鉄道運賃等)は、「活動記録簿」の金額欄に「領収書なし」と明記すること。

(4) 様式等の記入の仕方参考例

様式第 6 「会計帳簿」	・・・ P 3 0
様式第 8 「調査旅費 活動記録簿」	・・・ P 3 2
様式第 1 0 「領収書貼付用紙」	・・・ P 3 4, 3 5
「調査研究（視察）実施報告書」	・・・ P 4 1

3 資料作成費

(1) 資料作成費とは

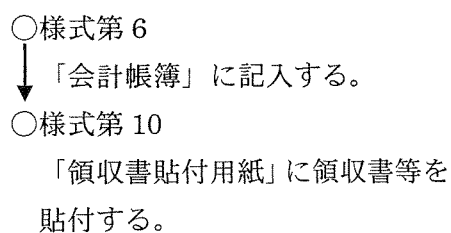
資料作成費とは、会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費。
(印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)

(2) 按分の考え方

調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を時間により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。この場合、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務調査費の支出額を付記する。

$$\text{按分割合(\%)} = \frac{\text{調査研究活動のための費用}}{\text{調査研究活動のための費用} + \text{それ以外の活動のための費用}}$$

(3) 様式の処理の流れ



(4) 様式の記入の仕方参考例

様式第 6 「会計帳簿」 . . . P 3 0

様式第 10 「領収書貼付用紙」 . . . P 3 4, 3 5

4 資料購入費

(1) 資料購入費とは

資料購入費とは、会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

(判例の紹介)

- 映画 DVD 等と疑われる物の購入代金及び CD や DVD を販売している店舗発行の領収書に係る 130,468 円については、使途基準に合致しない(平成 19 年 5 月 25 日青森地裁判決)。
- A4 コピー機レンタル代 60,000 円については、政務調査活動分を 2 分の 1、それ以外の議員活動分を 2 分の 1 と認める(平成 19 年 5 月 25 日青森地裁判決)。

(2) 資料購入費としての使途の対象とならないもの

- ・ 調査研究と関連のない書籍、新聞など
- ・ 会派所属議員数を超える同一の新聞、機関紙、書籍等の複数購入

(3) 様式の処理の流れ

○様式第 6

↓「会計帳簿」に記入する。

○様式第 10

「領収書貼付用紙」に領収書等を貼付する。

(注意事項)

購入した図書や資料等については、その名称を明確にすること。万一、領収書だけで名称が明らかとならないときは、貼付した領収書の周辺に記載しておくこと。

(4) 様式の記入の仕方参考例

様式第 6 「会計帳簿」 . . . P 3 0

様式第 10 「領収書貼付用紙」 . . . P 3 4, 3 5

5 広 報 費

(1) 広報費とは

広報費とは、会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PR するために要する経費。

(広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)

広報紙・報告書の印刷費及び配布のための委託料や郵送料、報告会を開くための会場費等とする。また、市民に対して市議会及び市政報告を行うためのホームページ作成費や更新費等についてもこの項目で計上する。

(判例の紹介)

- 広報費名目での△△酒店に対する支出 83,780 円については、6 月 27 日付けの領収書であるが、他の集会所や研修会館使用料の領収日付とも近接しておらず、その詳細が不明であるから、使途基準に合致しない（平成 19 年 5 月 25 日青森地裁判決）。

(2) 按分の考え方

調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を紙面の面積により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。この場合には、添付する現物上で当該部分を明記するなどして、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務調査費の支出額を付記する。

$$\text{按分割合(\%)} = \frac{\text{調査研究活動のための費用}}{\text{調査研究活動のための費用} + \text{それ以外の活動のための費用}}$$

(3) 様式の処理の流れ

- 様式第 6
↓「会計帳簿」に記入する。
- 様式第 10
「領収書貼付用紙」に領収書等を貼付する。

(注意事項)

- 注 1 作成した広報紙、報告書を明らかにするため、「領収書貼付用紙」とともに広報紙、報告書の現物を 1 部添付すること。
- 注 2 広報紙・報告書の配布を委託する場合は、必ず委託契約書を作成し、「領収書貼付用紙」とともに添付すること。

(4) 様式の記入の仕方参考例

- 様式第 6 「会計帳簿」 . . . P 3 0
- 様式第 10 「領収書貼付用紙」 . . . P 3 4, 3 5

6 広 聴 費

(1) 広聴費とは

広聴費とは、会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費。

(会場費、印刷費、茶菓子代等)

市政、議会の政策等に対して、住民から要望・意見を聴取するために開く会議等に要する経費で、会場借上費、印刷費、コーヒー・茶菓子代、識者を囲んでの広聴会に伴う食事代(一人につき3,000円を上限額とする。)等とする。

(判例の紹介)

- 会議費として支出したジュース代又は品代名目での15,580円については、酒店発行の領収書のあて先が議員後援会あてになっている上、その会議が後援会活動ではなく、議員の調査研究活動に伴うものであることについての説明もされていないことから、調査研究活動に資するために必要な経費であると認めることはできない(平成19年5月25日青森地裁判決)。
- 議会活動や調査活動の報告や地域住民からの要望等の聴取をするために開催した30人から45人程度が出席した会合において提供されたジュース、菓子及び弁当の代金187,510円については、各会合ごとの支出金額も社会通念上相当な範囲内にとどまっていると認めることができるから、使途基準に合致しない支出であると認めることはできない(平成19年5月25日青森地裁判決)。

(2) 按分の考え方

調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を時間により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。この場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務調査費の支出額を付記する。

$$\text{按分割合(\%)} = \frac{\text{調査研究活動のための費用}}{\text{調査研究活動のための費用} + \text{それ以外の活動のための費用}}$$

(3) 広聴費としての使途の対象とならないもの

- ・ 酒宴と誤解を受ける会議
- ・ 新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用(調査研究・研修費に同じ。)
- ・ 市民への弁当・食事(茶菓子を除く。)の提供

(公職選挙法上の制限)

意見交換会への参加者、研修会等に講師として招いた識者等に食事、飲食を提供する場合にあっては、当該研修会等を会派が主催するものであっても、会派所属議員の選挙区内にある者への食事、飲食の提供は公職選挙法で禁止されている「寄附」にあたる。

ただし、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子等を提供することは差し支えない。

(4) 様式の処理の流れ

○様式第 6

↓ 「会計帳簿」に記入する。

○様式第 9

↓ 「広聴費 活動記録簿」を作成する。

○様式第 10

「領収書貼付用紙」に領収書等を貼付する。

(注意事項)

「識者」には、国会・府会・他市町村議員を含む。

(5) 様式の記入の仕方参考例

様式第 6 「会計帳簿」 . . . P 3 0

様式第 9 「広聴費 活動記録簿」 . . . P 3 3

様式第 10 「領収書貼付用紙」 . . . P 3 4, 3 5

7 人件費

(1) 人件費とは

人件費とは、会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費。

調査研究活動の補助業務のために雇用した職員の給料、手当、社会保険料、アルバイト賃金等を政務調査費で充当することができる。

その経費を政務調査費として計上する場合は、雇用実態が客観的に確認できる証拠書類（雇用契約書、勤務実績、毎月の支払い等）を適切に整理しておく必要がある。

(判例の紹介)

- アルバイト料 36 万円の内 24 万円を計上したものについては、アルバイトの住所氏名が具体的に記載された領収書が提出されており、その事実の有無について第三者による事後的な検証が一応可能な程度にその透明性が確保されていることを勘案すると、36 万円のうち、その 2 分の 1 を政務調査活動分、その余の 2 分の 1 をそれ以外の議員活動分とみる（平成 19 年 5 月 25 日青森地裁判決）。

※市政報告の受付事務や市政報告書配布のためにアルバイトを雇った場合は、人件費の項目ではなく、広報費の項目から支出する。

(2) 按分の考え方

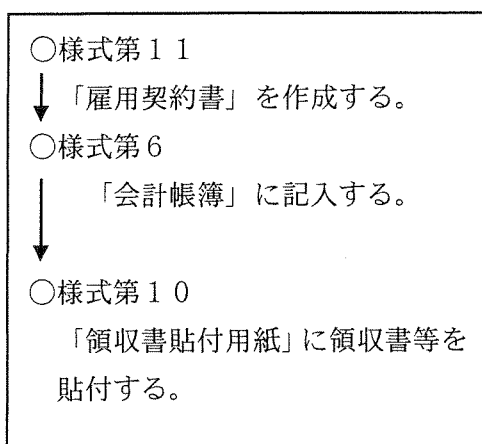
調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を調査研究活動の補助業務に従事している時間により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。この場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務調査費の支出額を付記する。

$$\text{按分割合(\%)} = \frac{\text{政務調査補助業務（時間、日数）}}{\text{政務調査補助業務（時間、日数）} + \text{その他の業務（時間、日数）}}$$

(3) 人件費としての使途の対象とならないもの

- ・ 調査研究活動の補助員としての業務内容が不明確なアルバイト
- ・ 議員親族に対する人件費

(4) 様式の処理の流れ



(注意事項)

注 1 雇用に当たっては、労災保険や雇用保険への加入等が必要となる場合があるので、十分注意をすること（下記(6)参照）。

注 2 人件費の支出に当たって按分を要した場合は、按分率の算出根拠を明確にするため、領収書その他の証拠書類に按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務調査費の支出額を付記すること。

(5) 様式の記入の仕方参考例

様式第 6 「会計帳簿」	・・・ P 3 0
様式第 1 0 「領収書貼付用紙」	・・・ P 3 4、3 5
様式第 1 1 「雇用契約書」	・・・ P 3 6

(6) 社会保険制度の概要

社会保険には、労働保険（労働者災害補償保険と雇用保険）と社会保険（厚生年金保険と健康保険）がある。

労災や雇用保険では、法人、個人の事業所で労働者（パート、学生アルバイトを含む。）を 1 人でも使用している場合は、原則として全て強制適用事業所になる。また、厚生年金保険や健康保険についても、法人は全て強制適用事業所となるが、個人事業主の場合も、労働者が 5 人以上の場合には、農業、漁業及び一部のサービス業を除き、強制適用事業所となる。なお、労働者が 5 人未満の個人事業主の場合には任意適用となる。適用事業所にフルタイムで常時雇用される人は、全ての社会保険制度に加入しなければならないが、パートタイム労働者等は雇用形態により下記のとおり各保険への加入の取り扱いが異なる。

		労 災	雇用保険	健保・厚年
(臨時雇用的な) アルバイト		○	×	×
パート タイム	所定労働時間が週 20 時間未満	○	×	×
	所定労働時間が週 20 時間以上	○	○	×
	労働時間が正社員の 4 分の 3 以上	○	○	○

加入の基準については、下記のとおりとする。

	労働者災害補償保険	雇 用 保 険	健康保険・厚生年金保険
基本的な考え方	労働者は、正社員、日雇、パート、アルバイト等、名称及び雇用形態に関わらず、労働の対価として賃金を受ける全ての人を対象となる。	雇用される労働者は、原則として被保険者となる。ただし、以下の場合は除かれる。 ①季節的事業（4ヶ月以内の期間を予定して行われるもの）に雇用される人 ②昼間は学生の人 ③臨時内職的に雇用される人 ④65歳以上で新たに雇用される人	適用事業所に常時雇用される人は、全て被保険者となる。 ただし、70歳以上の人は原則として厚生年金保険に入らず、健康保険のみに加入する。
パートタイム	全て対象となる。	次の要件を全て満たしていれば、被保険者となる。 ①1週の所定労働時間が20時間以上であること ②1年以上引き続き雇用されることが見込まれること ③賃金や労働時間、その他の労働条件が就業規則、雇用契約書、雇入通知書等に明確に定められていること	1日または1週間の労働時間及び1ヶ月の労働日数が、同業の業務に従事する通常の従業員の概ね4分の3以上ある場合に、被保険者になる。

※労働保険加入の手続に関する問い合わせ先

〒578-0944 東大阪市若江西新町1-6-5

東大阪労働基準監督署（電話 06-6723-3006）

※社会保険加入の手続に関する問い合わせ先

〒577-8554 東大阪市永和1-15-14

東大阪社会保険事務所（電話 06-6722-6001）

8 事務所費

(1) 事務所費とは

事務所費とは、会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置・管理に要する経費。(事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等)

事務所の賃借料、維持管理費、来客用駐車場等に要する経費とする。

(判例の紹介)

- 家賃代等合計 36 万円のうち 3 分の 2 の 24 万円を計上したことについては、具体的な住所氏名の記載された第 3 者名義の領収書が提出されているところ、政務調査活動分を 2 分の 1 (18 万円)、それ以外の議員活動分を 2 分の 1 (18 万円) とみる (平成 19 年 5 月 25 日青森地裁判決)。
- 電気料金 9,045 円については、個人使用分を 2 分の 1、政務調査活動分を 4 分の 1、それ以外の議員活動分を 4 分の 1 とみる (平成 19 年 5 月 25 日青森地裁判決)。
- 事務所費として支出した電話代合計 25,200 円については、当該電話代に係る電話は自宅と同じ敷地に建てられている建物の 2 階に常時設置されている事務所の固定電話であり、同事務所は政務調査以外に使われたことはないと説明しているが、これを裏付ける証拠はないから、個人的使用分を 2 分の 1、政務調査活動分を 4 分の 1、それ以外の議員活動分を 4 分の 1 とみる (平成 19 年 5 月 25 日青森地裁判決)。
- 自家用及び来客用駐車場の賃料の年額の 2 分の 1 である 90,000 円については、支払額のうち議員としての調査研究に資するため必要な経費部分は少なくともその 2 分の 1 を下回るものではないと推認される (平成 18 年 7 月 19 日大阪地裁判決)。

(2) 事務所の要件

- ・ 事務所としての外形上の形態を有していること。
- ・ 事務所としての機能(事務スペース、応接スペース、事務用備品等)を有していること。
- ・ 賃貸借の場合は、議員又は会派が契約者となっていること。

(3) 按分の考え方

調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を面積・使用実態により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。この場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務調査費の支出額を付記する。ただし、上記相談者来客用の駐車場代に充当する場合については、必ず 5 割を上限として按分した額を充当する。

ア 面積で按分する場合

$$\text{按分割合(\%)} = \frac{\text{政務調査活動の使用面積}}{\text{政務調査活動の使用面積} + \text{その他の活動の使用面積}}$$

イ 時間で按分する場合

$$\text{按分割合(\%)} = \frac{\text{政務調査活動の使用時間}}{\text{政務調査活動の使用時間} + \text{その他の活動の使用時間}}$$

(4) 事務所費としての使途の対象とならないもの

- ・ 自宅事務所の賃料（一定の条件、規定により認める。）
- ・ 議員と同居している３親等以内の親族に対する賃料（一定の条件、規定により認める。）
- ・ 事務所（駐車場を含む。）の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費（事務所の維持に必要な小規模修繕は除く。）

(5) 事務所経費への充当限度額

事務所の使用形態に応じた費目別の政務調査費充当限度額（案分率の打切り上限）の基準を以下のとおりとする。

事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目		
	賃借料	光熱水費	維持管理費
調査研究活動専用	全額	全額	全額
調査研究活動＋後援会活動	1／2	1／2	1／2
調査研究活動＋後援会活動 ＋政党活動	1／3	1／3	1／3

※自宅事務所の場合の光熱水費及び維持管理費については、表中の限度額に２分の１を乗じたものを限度額とする。

(6) 様式の処理の流れ

○様式第13

↓ 「事務所届」を作成する。

○様式第6

↓ 「会計帳簿」に記入する。

○様式第10

「領収書貼付用紙」に領収書等を
貼付する。

(注意事項)

- ・ 事務所費の支出に当たって按分を要した場合は、按分率の算出根拠を明確にするため、領収書その他の証拠書類に按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務調査費の支出額を付記すること。

(7) 様式の記入の仕方参考例

様式第6「会計帳簿」・・・P30

様式第10「領収書貼付用紙」・・・P34, 35

様式第13「事務所届」・・・P37

9 その他の経費（日常活動費）

(1) 日常活動費とは

日常活動費とは、日常的に政務調査活動を行う経費で、かつ、主として按分を要する経費で、会議経費、燃料費、インターネットプロバイダー接続料、固定電話及び携帯電話料等とする。ただし、**経費の算出に当たっては、按分した額とする。**

(判例の紹介)

- 同一名目の相当額の支出について政務調査費の本件使途基準に合致する部分（議員としての調査研究活動に資する部分）とそうでない部分とを合理的に区分することが可能であるにもかかわらずそれをしておらず、その金額や使途等からみてその大半が政務調査以外の活動に使用されていると社会通念上推認されるような場合においては、当該同一名目の支出額全体が政務調査費の本件使途基準に合致しないものと認める（平成 19 年 5 月 25 日青森地裁判決）。
- 政務調査費の本件使途基準に合致する部分（議員としての調査研究に資する部分）とそうでない部分が混在しており、その合理的な区分が困難な場合には、社会通念上相当な割合による案分をして政務調査活動に資する費用の金額を確定するのが相当である（平成 19 年 5 月 25 日青森地裁判決）。

(2) 日常活動費としての使途の対象とならないもの

- ・ 自動車の購入経費（リース料を含む。）
- ・ 携帯電話の機器購入費
- ・ 名刺作成費用

(3) 様式の処理の流れ

○様式第 6

↓「会計帳簿」に記入する。

○様式第 10

「領収書貼付用紙」に領収書等を貼付する。

(注意事項)

経費の算出根拠を明確にするため、貼付した領収書の周辺に按分方法を記載しておくこと。

(4) 様式の記入の仕方参考例

様式第 6 「会計帳簿」 . . . P 3 0

様式第 10 「領収書貼付用紙」 . . . P 3 4, 3 5

9 その他の経費（事務費）

(1) 事務費とは

事務費とは、調査研究に係る事務遂行に必要な経費で、事務機器及び消耗品の購入費、事務機器の修繕費用及び廃棄費用等に要する経費とする。

（判例の紹介）

- パソコンリース代 118,440 円については、個人的使用分を 2 分の 1、政務調査活動分を 4 分の 1、それ以外の議員活動分を 4 分の 1 と認める（平成 19 年 5 月 25 日青森地裁判決）。
- 事務機の購入費 92,760 円については、その金額等に照らしても、同領収書に係る事務機は議員が議員としての調査研究活動のために必要な事務用品として購入したものとみるのが自然である（平成 18 年 7 月 19 日大阪地裁判決）。
- パソコンの複数購入については、議員の地位、権限及び職務内容等にかんがみても、議員としての調査研究活動のために複数台のパソコンが必要であるとまでは直ちに認めがたく、複数台のパソコンを必要とした事情を認める的確な証拠もない（平成 18 年 7 月 19 日大阪地裁判決）。

(2) 按分の考え方

調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を時間・使用実態により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。この場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務調査費の支出額を付記する。

$$\text{按分割合（％）} = \frac{\text{調査研究活動のための費用}}{\text{調査研究活動のための費用} + \text{それ以外の活動のための費用}}$$

(3) 事務費としての使途の対象とならないもの

- ・ 調査研究活動を行うための環境整備費（カーテン、ブラインド、カーペット等）
- ・ 衣服、個人用の備品・消耗品等の購入費
- ・ 事務所に掲示する絵画等の美術・装飾品
- ・ 事務所に設置する美術工芸家具などの高級な備品

(4) 様式の処理の流れ

- 様式第 6
↓「会計帳簿」に記入する。
- 様式第 10
「領収書貼付用紙」に領収書等を貼付する。

会派所属議員数を超えて、会派控室設置用のパソコンを購入する場合には、その必要性を説明できれば認められる。

（注意事項）

- 注 1 事務機器の購入は、一人一台を基本とする。
- 注 2 パソコン・カメラ等の事務機器は、4 年の経過を目安に買い替えを認める（故障・破損等により使用に耐えなくなった場合は、その旨を明確にすれば、期間内であっても買い替えを認める。）。

(5) 様式の記入の仕方参考例

様式第 6 「会計帳簿」 . . . P 3 0

様式第 1 0 「領収書貼付用紙」 . . . P 3 4, 3 5

第3 領収書について

1 領収書の添付について

(1) 原則、原本を添付すること。

(2) 次の場合については、領収書のコピー又はレシート等、領収書に代わる証拠書類の添付を認める。

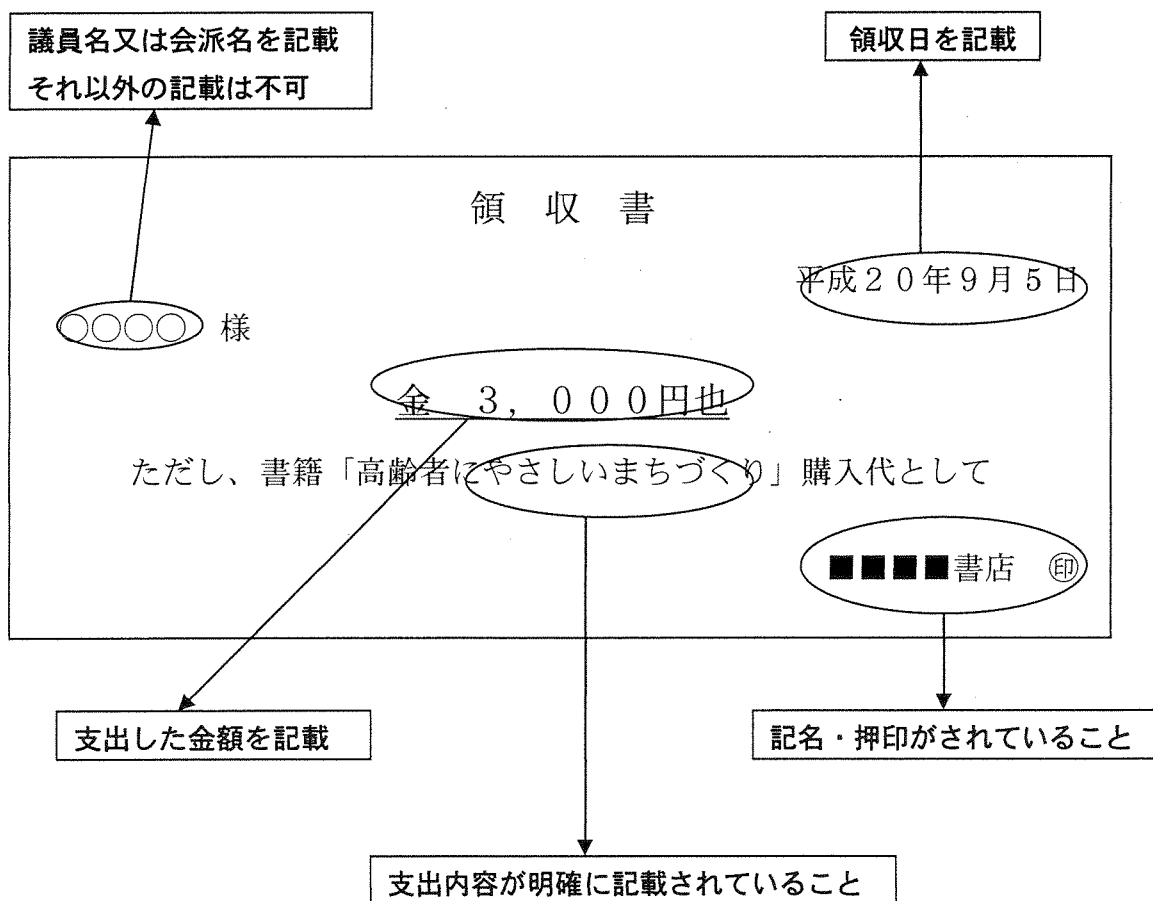
ア 複数の議員で行う活動（視察等）に対し、個別に領収書が発行されないときは、代表者が原本を添付し、その他の議員はコピーの添付で可能とする。

イ 文房具の購入等、少額の支出に当たり領収書を徴しがたい時は、レシート等、その他の証拠書類の添付で可能とする。

ウ 鉄道運賃等で領収書が発行されないものは、活動記録簿に「領収書なし」と明記することにより、当該活動記録簿を証拠書類とする。

2 領収書のチェック

領収書として認められるためには、次の全ての要件を満たす必要がある。



(1) 日付

領収した日が記載してあること。

(2) あて名

議員名又は会派名が記載してあること。

あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなど議員名又は会派名でないものは不可。

(3) 発行者

記名・押印がされていること。

(4) 金額

支出した金額が記載してあること。

(5) ただし書き

支出した代金の内容が明確に記載してあること。

※書籍の購入等の場合で、その内容が明らかでないときは、貼付した領収書の周辺に内容を記載しておくこと。

(6) 印紙

印紙税法上、領収書の記載金額が3万円以上（消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額）の場合に貼付してあること。また、消印されていること。

(7) 記載事項の訂正

訂正箇所にもとの記載が読めるようにして2本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者の押印（訂正印）がしてあること。

(8) 銀行等の振込金受取書

銀行等の振込金受取書（ＡＴＭ利用明細票など）は、日付、依頼人（議員名又は会派名）、受取人、金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を活動報告書に補記するなど使途（内容）が明確なものに限り、領収書に代えることができる。

(9) レシート

レシートは、日付、発行者、品目、金額等の記載により調査研究活動のための支出であることがわかるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。

(10) その他

感熱紙による領収書、レシート等は、時間の経過とともに印字が薄くなったり、消えたりするので、できるだけ避ける。これらしか徴することができない場合は、必ずコピーをとる。

(判例の紹介)

- 「上様」と記載された6,000円の支払については、名あて人が単に上様と記載されているにすぎないから、直ちに当該支払が議員の調査研究活動のために購入したものと認めることはできない（平成18年7月19日大阪地裁判決）。

第4 政務調査費の処理の流れ

1 会派として交付を受ける

(1) 通常年

様式番号	書 式 名	提 出 方 法	関 係 条 文
第 3	政務調査費交付申請書	会派の代表者⇒市長	施行規程第5条 第1項
↓			
	政務調査費交付決定通知書	市長⇒会派の代表者	
↓			
第 4	政務調査費交付請求書	会派の代表者⇒市長	施行規程第5条 第2項

(2) 選挙が行われた年（議員の任期満了に伴う一般選挙が行われた月の翌月）

様式番号	書 式 名	提 出 方 法	関 係 条 文
第 1	会派結成届	会派の代表者⇒議長	施行規程第2条 第1項
↓			
第 3	政務調査費交付申請書	会派の代表者⇒市長	施行規程第5条 第1項
↓			
	政務調査費交付決定通知書	市長⇒会派の代表者	
↓			
第 4	政務調査費交付請求書	会派の代表者⇒市長	施行規程第5条 第2項

(注意事項)

注1 会派結成届（様式第1号）については、10月1日（1日が「東大阪市の休日定める条例」に定められている市の休日に当たるときは、その後の開庁日とする。）付けで提出のあったものについては、当該月より会派として交付を受ける。会派結成届が10月2日以降に提出されたものについては、結成届が提出された日の翌月より会派として交付を受ける。

注2 様式第3号「交付申請書」の提出については、議長を経由して行う（施行規程第5条第1項）。

(3) 会派の名称、代表者、会計責任者及び所属議員に異動があったとき

様式番号	書 式 名	提 出 方 法	関 係 条 文
第 1	会派異動届	会派の代表者⇒議長	施行規程第 2 条 第 1 項

(4) 会派が解散したとき

様式番号	書 式 名	提 出 方 法	関 係 条 文
第 2	会派解散届	会派の代表者⇒議長	施行規程第 2 条 第 2 項

(注意事項)

注 1 政務調査費の交付を受けた会派が解散又は消滅したときは、当該会派の代表者及び経理責任者であった者は、解散又は消滅した日から 30 日以内に収支報告書等を議長に提出しなければならない（条例第 6 条第 3 項）。

2 収支報告書及び会計帳簿等の提出

(1) 必ず提出が必要な書類

様式番号	書 式 名	提 出 方 法	関 係 条 文
第 5	収支報告書	会派の経理責任者⇒議長	施行規程第 6 条 第 1 項
第 6	会計帳簿	会派の経理責任者⇒議長	施行規程第 6 条 第 2 項
第 10	領収書貼付用紙	会派の経理責任者⇒議長	施行規程第 6 条 第 3 項
第 13	政務調査費における 活動報告書	会派の代表者⇒議長	施行規程第 6 条 第 3 項

(2) 活動実績に応じて提出が必要な書類

様式番号	書 式 名	提 出 方 法	関 係 条 文
第 7	研究研修費活動記録簿	会 派 の 代 表 者 ・ 経 理 責 任 者 ⇒議長	施行規定第 6 条第 3 項
第 8	調査旅費活動記録簿		
第 9	広聴費活動記録簿		
第 1 1	雇用契約書		
第 1 2	事務所届		

(注意事項)

注 書類の提出に当たっては、「収支報告書」「会計帳簿」の順とする。

その後、「領収書貼付用紙」「活動実績に応じて提出が必要な書類」及び
添付書類を日付順に並べて提出する。

このとき、会計帳簿に記載されている内容と相違がないか注意する。

(3) 提出時期

	提 出 時 期	関 係 条 文
通 常 年	翌年度の 5 月 3 1 日	条例第 6 条第 2 項
会派が消滅したとき	会派が消滅した日から 3 0 日以内	条例第 6 条第 3 項

(4) 政務調査費の返還 (条例第 6 条第 4 項)

政務調査費の交付を受けた会派の代表者が、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、残余の額に相当する額の政務調査費の返還しなければならない。

(5) 収支報告書、会計帳簿等及び活動報告書の保存並びに閲覧

保 存	議長は、提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。	条例第 7 条第 1 項
閲 覧	何人も、議長に対し閲覧を請求することができる。	条例第 7 条第 2 項

【参考記入例】

- | | | |
|----|-------|----------------|
| 1 | 様式第5 | 収支報告書 |
| 2 | 様式第6 | 会計帳簿 |
| 3 | 様式第7 | 研究研修費 活動記録簿 |
| 4 | 様式第8 | 調査旅費 活動記録簿 |
| 5 | 様式第9 | 広聴費 活動記録簿 |
| 6 | 様式第10 | 領収書貼付用紙 |
| 7 | 様式第11 | 雇用契約書 |
| 8 | 様式第12 | 事務所届 |
| 9 | 様式第13 | 政務調査費における活動報告書 |
| 10 | 様式第14 | 訂正届 |
| 11 | | 調査研究(視察)実施報告書 |

収 支 報 告 書

平成 年 月 日

東大阪市議会議長

○ ○ ○ ○ 様

会 派 名

経理責任者

印

東大阪市議会政務調査費の交付に関する条例第6条第1項の規定に基づき、
次のとおり平成 年度政務調査費に係る収支報告書を提出します。

（単位：円）

収 入 政務調査費 _____ 円																																			
支 出 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">科 目</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>研 究 研 修 費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>調 査 旅 費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>資 料 作 成 費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>資 料 購 入 費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>広 報 費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>広 聴 費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>人 件 費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>事 務 所 費</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他 の 経 費</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			科 目	金 額	備 考	研 究 研 修 費			調 査 旅 費			資 料 作 成 費			資 料 購 入 費			広 報 費			広 聴 費			人 件 費			事 務 所 費			そ の 他 の 経 費			合 計		
科 目	金 額	備 考																																	
研 究 研 修 費																																			
調 査 旅 費																																			
資 料 作 成 費																																			
資 料 購 入 費																																			
広 報 費																																			
広 聴 費																																			
人 件 費																																			
事 務 所 費																																			
そ の 他 の 経 費																																			
合 計																																			
残 額 _____ 円																																			

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

会計帳簿

会派名と経理責任者名

⑤

年月日	項目	内 容	収入	支出	残額	領収書等整理番号
平成〇〇年〇月〇日	政務調査費	〇月分	2,000,000		2,000,000	
平成〇〇年〇月〇日	研究研修費	布施公共職業安定所への雇用状況調査		4,440	1,995,560	1
平成〇〇年〇月〇日	調査旅費	東京都〇〇区議会、神奈川県川△△市へ視 察		146,000	1,849,560	2
平成〇〇年〇月〇日	資料購入費	「〇〇の手引き」「解説△△条例」他2冊		12,500	1,837,060	3
平成〇〇年〇月〇日	広報費	〇月議会報告日より 3000部		70,000	1,767,060	4
平成〇〇年〇月〇日	広聴費	〇〇地域住民との意見交換会		25,500	1,741,560	5
平成〇〇年〇月〇日	人件費	事務員給料(〇〇月分)		174,857	1,566,703	6
平成〇〇年〇月〇日	事務所費	事務所賃借料(〇〇月分)		40,000	1,526,703	7
平成〇〇年〇月〇日	事務費	コピー用紙、鉛筆、ファイル他2点		2,500	1,524,203	8

No.

研究研修費 活動記録簿

会派名と経理責任者名 ● ● ● ● 印

年 月 日	平成〇〇年10月 1日 (月) ~ 平成〇〇年10月31日 (水)
場 所	布施職業安定所 (ハローワーク)
相 手 方	
参加者氏名	●●●●●
目的・内容	雇用状況の調査

上記活動に要した経費の内訳を下記に記載する。

定型の活動が複数に及ぶ場合も下記にまとめて記載する。

定型の政務調査活動が
複数に及ぶ場合は、下記に
まとめて記載して下さい。

月日	経費項目	支出明細	金額	月日	経費項目	支出明細	金額
10/3	交通費	近鉄 (往復) 荒本~永和	980 領収書なし				
10/10	交通費	近鉄 (往復) 荒本~永和	980 領収書なし				
10/17	交通費	駐車場代	600				
10/19	交通費	駐車場代	300				
10/23	交通費	駐車場代	600				
10/31	交通費	近鉄 (往復) 荒本~永和	980 領収書なし				
備考				支出合計		4, 440 円	

会議や研修等の開催通知・スケジュール等があれば添付すること。

報告資料等があれば別途保管すること。

調査旅費 活動記録簿

会派名と経理責任者名 ● ● ● ● ⑩

年 月 日	平成〇〇年11月 1日（月）～ 平成〇〇年11月 2日（火）
場 所	東京都〇〇区議会、神奈川県△△市
相 手 方	東京都〇〇区議会事務局、神奈川県△△市立△△センター、教育委員会
参加者氏名	●●●●、▲▲▲▲、■●●■ 計3名
目的・内容	〇〇区議会の議会運営について △△市立△△センターの施設見学、□□□計画についての意見聴取

上記活動に要した経費の内訳を下記に記載する。

定型の活動が複数に及ぶ場合も下記にまとめて記載する。

月日	経費項目	支出明細	金額	月日	経費項目	支出明細	金額
	旅費	東大阪市内～大阪市内（往復）3名	3,000 領収書なし				
	旅費	新幹線（往復） 新大阪～東京都内 3名	84,300				
	宿泊料	東京都〇〇区 ▲■●ホテル3名	55,500				
	タクシー代	〇〇駅から△△まで △△から〇〇駅まで 3名1台	3,200				
備考				支出合計		146,000 円	

会議や研修等の開催通知・スケジュール等があれば添付すること。

報告資料等があれば別途保管すること。

広聴費 活動記録簿

会派名と経理責任者名 ● ● ● ● 印

年 月 日	平成〇〇年10月20日（土） 午前／午後 1時00分～3時00分
会議名称	〇〇地域住民との意見交換会
開催場所	東大阪市××町××丁目××番地 ■■■会館 2階 〇〇会議室
参加人数	30人
目的・内容	〇〇地域住民と△△条例に基づくまちづくりについて意見交換を行う

上記活動に要した経費の内訳を下記に記載する。

経費項目	支出明細	金額	経費項目	支出明細	金額
会場費	■■■会館2階 〇〇会議室 賃貸料	10,000	アルバイト賃金	資料作成及び 当日受付	5,000
資料作成費	配付資料5ページ ×40部 (別途添付)	5,000			
茶菓費	茶（ペットボトル） ×30本	4,500			
消耗品費	紙コップ ×100個	1,000			
備考			支出合計	25,500 円	

会議や研修等の開催通知・スケジュール等があれば添付すること。

報告資料等があれば別途保管すること。

領収書貼付用紙

貼 付 欄

※按分の場合は、按分の内容と政務調査費として計上する金額を記載すること。

※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。

※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。

支出内容	事務所賃貸料
------	--------

総経費	<u>80,000</u>	円
-----	---------------	---

政務調査費として計上する額	<u>40,000</u>	円
---------------	---------------	---

領 収 書

平成20年10月5日

〇〇〇〇 様

金 80,000円也

ただし、事務所賃貸料10月分

株式会社 〇〇不動産

〇〇〇〇 印

後援会と按分 按分率50% = 40,000円

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。

ただし、重ならないように貼り付けること。

領收書貼付用紙

貼 付 欄	
※按分の場合は、按分の内容と政務調査費として計上する金額を記載すること。 ※図書等の購入については、領収書で書名が確認できないときは余白に記載すること。 ※その他、補足事項があるときは余白に記載すること。	
支出内容	事務費 コピー用紙、鉛筆、ファイル他 2 点
総経費	2, 5 0 0 円
政務調査費として計上する額	2, 5 0 0 円

1.

領収書

平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日

〇〇〇〇〇〇 様
¥ 1, 2 0 0 円

ただし、コピー用紙、鉛筆代として

■■■文房具店 ㊞

2.

◇◇◇◇スーパー●●◇◇◇◇
 東大阪市〇〇〇-〇-〇 TEL@@@@@

////////////////領収書////////////////////

〇〇〇〇□□□	
ファイル	381
〇〇〇△△△△	
ケシゴム	477
□□□△△△	
マジックペン	381
消費税等	61
合計	1,300
お預	2,000
お釣	700

2008/12/15 15:30

領収書発行が不可の場合でも、㊞もしくは住所・電話番号が入った「支払先」や「購入品」「購入額」「購入日」の明記されたレシートであれば貼付可。

注) 1 ページに複数枚の貼り付け可。
ただし、重ならないように貼り付けること。

雇 用 契 約 書

（被雇用者記入欄）

氏 名	○ ○ ○ ○ 印	生年月日	昭和○○年○○月○○日
現 住 所	〒57□-□□□□ 東大阪市□□□町□□□丁目□□□-□□□		
電話番号	06-○○○○○-○○○○○	緊急時の 連絡先	○○○○○○○○○○○○○

下記条件で契約を締結する。

（雇用条件）

雇用期間	平成○○年○○月○○日 ～ 平成○○年○○月○○日
就業場所	○○○会派控室 東大阪市○○町○○丁目○○-○○
職務内容	議員調査研究補助業務 ・ 会派が行う研修会及び講演会実施補助 ・ 調査研究に必要な資料作成または図書及び資料の収集補助 ・ 議会活動及び市政に関する政策等の広報活動補助 ・ 調査研究のための事務に要する用品調達等の補助
就業時間	午前9時～午後5時（8時間勤務 休憩時間1時間含む）（週5日勤務） ※ただし、業務の内容によっては就業時間や日の変更もありうる。
休 日	土・日曜日、祝日 ※ただし、業務の内容によっては休日の勤務もありうる。
給与(賃金)	（ 月 額 ・ 日 額 ・ 時 給 ） 8,000円
給与支払	月末締切 翌10日支払
給与支払方法	現金払い ・ 振込み

上記雇用期間満了をもって本契約を解除する。

※本契約書は2通作成し、雇用者及び被雇用者双方が各1通を保管する。

平成○○年○○月○○日

（雇 用 者）会派名と代表者名

△ △ △ △

□ □ □ □ 印

（被雇用者） 氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

(事務所費用)

事務所届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

会派名と支部議員名

〇 〇 〇 〇 印

政務調査費から事務所費として支出する会派支部事務所の概要は、以下のとおりです。

所在地	東大阪市 〇〇町〇丁目〇番〇号		
延床面積	50 m ²	賃借料 ① (月額)	80,000 円(税込み)
電話番号	(有) (06-●●●●-●●●●) ・ 無 注) 電話番号は、有無のいずれかに○を付け、有の場合は番号を記載する。		
使用期間②	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
添付資料	☐ 貸借契約書の写し ☐ その他参考資料 ()		

注) 事務所届は、賃貸借契約を締結(更新)した際に提出のこと。

会派支部事務所を調査研究目的以外にも使用しますので、賃借料を下記のとおり按分いたします。

事務所の使用目的 (按分率)	調査研究活動 ③ (50) % ・ その他の議員活動 (50) %		
政務調査費で支出 する事務所費	賃借料 ①	使用期間 ②	按分率 ③
	80,000円×	12ヶ月×	50%
按分率の根拠	後援会でも使用するため		

政務調査費における活動報告書

年度の政務調査活動の内容は、収支報告書のとおりであります。そのうち、主要な政務調査活動内容の概要については、別紙のとおりでありますので条例第 6 条及び条例施行規程第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

会派名と代表者名

○○○○○← (会派名)

幹事長 △△ △△← (議員名) ⑩

(所属議員名)

▲	▲	▲	▲
▲	▲	▲	▲
▲	▲	▲	▲
▲	▲	▲	▲
▲	▲	▲	▲
▲	▲	▲	▲
▲	▲	▲	▲
▲	▲	▲	▲
▲	▲	▲	▲
▲	▲	▲	▲

(例 1)

〇〇を目的に甲市を視察し、△△について説明を受けた。3月定例会ではこれを参考にして△△について質問を行い、市長から「実施の方向で検討する」旨の前向きの姿勢を引き出した。

(例 2)

□□をテーマにして議会報告書を作成のうえ、市民三千人に対して郵送及び街頭配布を行った。その結果、市民から〇〇のような意見や提案が寄せられ、〇〇委員会の席上でそうした市民の声を披瀝のうえ、改善方を強く促した。

(例 3)

〇〇〇件の市民相談を行った。東大阪市政に対する要望では特に△〇分野の相談が多い、今後、△〇について更なる調査研究を進め、できる限り早い時期に行政の取り組み姿勢を質していきたいと考えている。

(定型枠で活動報告書を作成するための注意点)

パソコンで作成する際に、直接、写真や資料等を貼付すると、行数にずれが生じ次ページに及ぶ場合がありますので、テキストボックスで範囲指定をしたうえで、その中に貼り付けてください。

※報告書の作成に当たっては、フォントサイズ12、文字数20、行数20及び上下左右の余白がそれぞれ30mmの書式で記入してください。(400字以内)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

訂 正 届

東大阪市議会議長

〇 〇 〇 〇 様

会派名と経理責任者名

〇 〇 〇 〇 印

東大阪市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程第6条第3項の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で提出した書類について、下記のとおり訂正します。

記

1 訂正する書類の名称

政務調査費収支報告書

2 訂正箇所等

資料購入費の金額及び合計金額

3 残余额について（ア の場合は金額を記載して下さい）

☐ ア 訂正の結果、生じた新たな残余あり。

4,600 円 を返還する。

イ 訂正の結果、生じた新たな残余なし。

調査研究（視察）実施報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東大阪市議会議長

〇 〇 〇 〇 様

会派名と代表者名

● ● ● ● (印)

下記のとおり行政視察を行いますのでご報告いたします。

記

年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日（□）～平成〇〇年〇〇月〇〇日（□）
場 所	東京都〇〇区議会、△△市
相 手 方	東京都〇〇区議会事務局、東京都△△市立△△センター 教育委員会
参加者氏名	●●●●、▲▲▲▲、■●●■ 計 3 名
目的・内容	〇〇区議会の議会運営について △△市立△△センターの施設見学、□□□計画についての意見聴取
議長名で視察先 への依頼文・ 御礼文の送付	送付を要する ・ 送付を要しない

※処理の経過

	報告書受取	依頼文発送	御礼文発送
日 付	月 日	月 日	月 日
担当印			

東大阪市議会 政務調査費運用マニュアル

平成21年4月発行

平成23年4月改訂版発行 東大阪市 議会事務局

*許可なく転載を禁ずる。